様式1号 年度 **現 況 届** 

○虚偽の記載による報告があった場合には、罰せられることがあ									があり	ます			32	λl:	た日		年		月	日	(統例)	1 配件	開君 2 子	
54	権者	氏								Ą	金額	E# I	讲	靲								提	出其	月限
2.81	1799-194	名												生年	月	日		年			H		月	В
				氏		4	Š					4	Ėβ	月	H		統柄	5	給梅	者と	の生計	(加給年	全類支	(約更件)
加																		1			可一に (			
船	╙						年 月 日					_	2 生計が別々になった。(						)					
牟																		1			न-१८१			
金													年		L	H		2			別々に			)
額	配	支給				Ħ	Į	笙	名	٠	年	金	の4	5 称				4	金紅書	鹏	幹号又は3	鑽检	料作	슬=== F
Ø	偶	有・無																						
対象	の	有・無	Г																					
者	牟		+															+						
12	金	有・無																						
			П	、 受	住	₹												氏	П					
î				(又は代理人	所													名						
(入力処理欄				(理人)	能話					(				)				統柄	<b>4</b>	人	・代理	λ (		)
8			公務	公務員等共済組合法施行規程					<b>!の規定により、上記のとおり報告</b>					告しま	します。 東京都職員共				脊組合理事長 殿					
							Τ			П		Τ	Ţ		Ţ						4	3	2	1
					1														15		21			24 25
	現況届入力原票						年	鱼	Æ	Ħ	1	8	Đ	葡	Đ			CD		項:	1 摄 号	拠	出 厚年	

## 現況届(様式1号)の提出について

- ★ この現況届は次の方にお送りしています。
  - ① 加給年金額対象者がいる受給権者
  - ② 18歳未満(年度末)の子または障害等級が1、2級の状態にある子がいる遺族厚生年金(公務員厚年)・遺族共済年金等受給権者
- ★ 記入方法 裏面をご覧ください。
- ★ 提出期限までに提出されない場合 年金のお支払いを一時差止めることになります。 そうならないためにも、必ず、期日までに提出してください。
- ★ 送付方法

返信用封筒に入れてお送りください。(切手をお貼りください。) (個人情報保護のため封書での提出とさせていただきます。)

★ その他

現況届はシステムで読み取りますので、汚したり、折り曲げたりしないようにお願いします。

- ★ 次に該当する場合は、速やかにご連絡ください。
  連絡が遅れますと過払い分を遡って返還していただくことになります。
  - ・ 加給年金額対象者と生計が別々になったとき(死亡、離婚等)。
  - 加給年金額対象者が、20年以上の加入期間のある公的年金(国民年金老齢基礎年金を除く。) や障害給付の年金を請求または受給するとき。
  - 年金受給者本人が、厚生年金(一般厚年)で加給年金を受給しているとき。

※加給年金額とは、「定額部分の支給開始年齢または65歳に達した老齢厚生(退職共済)年金の受給者、もしくは障害等級が1級または2級の障害厚生(共済)年金の受給者」に、「一定条件を満たしている65歳未満の配偶者や、扶養している18歳未満の子ども、20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する障害の状態にある子」がいると、上乗せして支給される年金のことです。

【お問い合わせ先】東京都職員共済組合事務局 年金保険部年金課年金給付担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎北塔39階 電話 0570-03-4165 (ナビダイヤル)



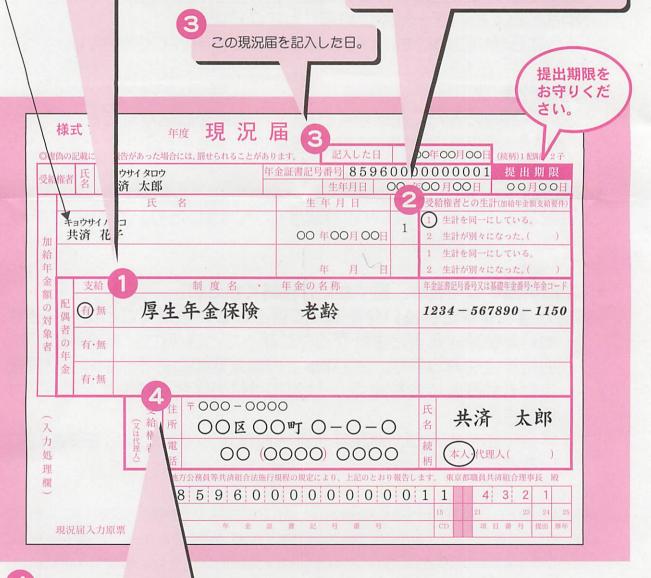
## ● 現況届(様式1号)の記入にあたって

1 2 3 4 に記入してください。

加給年金額対象者、配偶者について、 02 に記入してください。

(ただし、遺族厚生(共済)年金、遺族年金、又は通算遺族年金受給権者は記入不要です。)

- 配偶者が公的年金(加入期間が20年以下の場合も記載する。)を受給された場合(国民年金老齢基礎年金を除く)
  - ・年金支給「有」を〇で囲む。
  - ・制度名、証書記号番号を記入する。
  - ※ 年金証書のコピーを同封すること。 (年金番号・加入期間記載のもの) 年金未受給の方は「無」を〇で囲む。 既に印字されている方は、証書のコピーの 提出は不要です。
- 加給年金額対象者と生計を同一にして いるか(支給要件)をお聞きします。
  - 1の場合は、添付書類不要です。
  - 2の「生計が別々になった」ときは、 その理由を ( ) に記入し、 下記書類を必ず添付してください。
    - •死亡、離婚…戸籍謄本
    - ・収入超過……課税証明書 (市区町村長発行のもの)



受給権者の住所、氏名、電話番号を記入してください。自筆の場合、押印は不要です。

 $\times$  受給権者が記入できない場合…代理人が記入してください。

代理人の住所、氏名、電話番号を記入し()に続柄を記入してください。(代理人はご家族、ご親族としますが、それ以外の方の場合は共済組合へお問い合わせください。)住所を変更された場合は、新住所を記入のうえ、余白にその旨を記入してください。